

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会 インプラント認定医およびインプラント指導医に関する暫定制度施行細則

第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会（以下「学会」という）インプラント認定医制度規則第3章第8条の規定に基づき、暫定期間中のインプラント認定医およびインプラント指導医に関する審査、認定に関し必要な事項を定める。

第2条 暫定期間中は、以下の各号を満たすものに限り、インプラント認定医委員会の審査と理事会の了承を経て、インプラント認定医として本会から認定登録する。

- (1) 歯科医師の免許証を有する者。
- (2) 学会認定医である者。
- (3) 通算 5 年以上歯周治療およびインプラント治療にたずさわった者及びこれと同等以上の経験を有すると認められた者。
- (4) インプラント認定医の申請時において継続して 3 年以上の学会会員歴を有する者。
- (5) 年次大会・支部教育研修会への参加が 3 年間で 3 回以上である者。（年次大会を 2 回含む）
- (6) 学会インプラント指導医 1 名の推薦がある者。
- (7) 歯周病患者 3 症例のインプラント治療に関する資料を提出した者。症例については、インプラント認定医審査施行細則第 4 条第 1 項を準用する。
- (8) その他については、インプラント認定医制度規則およびインプラント認定医制度施行細則を準用する。

第3条 暫定期間中は、日本歯周病学会歯周病専門医および理事会で認めた関連学会歯周病専門医である者は、以下の各号を満たすものに限り、インプラント認定医委員会の審査と理事会の了承を経て、インプラント認定医として本会から認定登録する。

- (1) 歯科医師の免許証を有する者。
- (2) 認定医制度施行細則第 3 条 3 項に準じて、本会認定医となった者。
- (3) 通算 5 年以上歯周治療およびインプラント治療にたずさわった者及びこれと同等以上の経験を有すると認められた者。
- (4) インプラント認定医の申請時において継続して 1 年以上の学会会員歴を有する者。
- (5) インプラント認定医の申請時において、年次大会 1 回、支部教育研修会 1 回以上参加している者。
- (6) 学会インプラント指導医 1 名の推薦がある者。
- (7) 歯周病患者 3 症例のインプラント治療に関する資料を提出した者。症例につ

いては、インプラント認定医審査施行細則第4条第1項を準用する。

- (8) その他については、インプラント認定医制度規則およびインプラント認定医制度施行細則を準用する。

第4条 暫定期間中は、以下の各号を満たすものに限り、インプラント認定医委員会の審査と理事会の了承を経て、インプラント指導医として本会から認定登録する。

- (1) 歯科医師の免許証を有する者。
- (2) 学会指導医である者。
- (3) 通算5年以上歯周治療およびインプラント治療にたずさわった者及びこれと同等以上の経験を有すると認められた者。
- (4) インプラント認定医の申請時において継続して3年以上の学会会員歴を有する者。
- (5) 年次大会・支部教育研修会への参加が3年間で3回以上である者。(年次大会を2回含む)
- (6) 学会インプラント指導医1名の推薦がある者。
- (7) 歯周病患者3症例のインプラント治療に関する資料を提出した者。症例については、インプラント認定医審査施行細則第4条第1項を準用する。
- (8) その他については、インプラント指導医制度規則およびインプラント指導医制度施行細則を準用する。

第5条 暫定制度の期間内にインプラント認定医の申請をする者は、以下の各号に定めるインプラント認定医申請書類をインプラント認定医委員会に提出しなければならない。

- (1) 学会認定医認定証(写し)
- (2) インプラント認定医認定申請書(様式1-2)
- (3) インプラント認定医資格審査表(様式2-2)
- (4) 履歴書(様式3)
- (5) 歯科医師免許証の写し
- (6) インプラント指導医1名の推薦書(様式4-2)
- (7) インプラント認定医申請患者一覧:3症例(様式5-2)
- (8) インプラント指導医の検印を受けた治療に関する資料(様式6-2、様式7)
- (9) インプラント認定医認定申請料(郵便振替払込金受領証のコピー)

第6条 暫定制度の期間内にインプラント指導医の申請をする者は、以下の各号に定めるインプラント指導医申請書類をインプラント認定医委員会に提出しなければならない。

- (1) 学会指導医認定証（写し）
- (2) インプラント指導医申請書（様式 1-3）
- (3) 業績目録。論文（様式 3-1）、学会発表（様式 3-2）、学会における活動、地域歯科保健における活動（様式 3-3）
- (4) インプラント指導医 1 名の推薦書
- (5) 認定医制度指導医生涯研修記録簿
- (6) インプラント指導医申請患者一覧：3 症例（様式 5-3）
- (7) 治療に関する資料（様式 6-3、様式 7）
- (8) 履歴書（様式 8）
- (9) インプラント指導医認定申請料（郵便振替払込金受領証のコピー）

第7条 インプラント認定医委員会による認定医審査は、原則として毎年 1 回実施し、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会は 3 ヶ月前までにインプラント認定医審査の公示を行うものとする。

第8条 この暫定制度は、本制度の発足の日から平成 29 年 3 月 31 日に限り運用される。但し、日本歯周病学会会員で平成 26 年 9 月以降に新たに本学会の会員になったものに関しては、暫定期間を平成 30 年 6 月 30 日まで延長する。

第9条 この制度の施行に関わる諸手数料を次のように定める。

1. 認定申請料 2 万円
2. 登録料 4 万円

第10条 インプラント認定医委員会が立ち上がるまでの期間はペリオインプラント委員会がその業務を代行する。

第11条 本規則第 3 条(2)項学会指導医に準ずる者として支部長の推薦によりインプラント指導医に申請を行った者は、インプラント指導医に認定、登録後できるだけ早い時期に学会指導医の申請、登録を行わなければならない。

第12条 この細則の変更は理事会の承認を経て、総会での報告を必要とする。

附 則

本施行細則は、平成 25 年 6 月 15 日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成 26 年 5 月 18 日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成 26 年 9 月 7 日から施行する。